

令和5年度版

三笠小PTA ハンドブック



鹿嶋市立三笠小学校PTA

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
子どもが入学するとPTA会員です・・・	P2
PTA組織はこうなっています・・・・・・・・	P3
委員会紹介・・・・・・・・・・・・・・・・	P4
お願い・・・・・・・・・・・・・・・・	P4
PTA会則・・・・・・・・・・・・・・・・	P5、6
地区委員会運営細則・・・・・・・・	P7
三笠小学校PTA表彰規定・・・・・・・・	P7
三笠小学校PTA慶弔規定・・・・・・・・	P7

はじめに

PTAは、学校に通う子供たちの保護者と学校の教職員とで構成されており、学校教育は、この「両輪」がうまく働くことが大切であるといわれています。三笠小に入学した子供の保護者は、PTAの会員になります。保護者同士または、保護者と先生との話し合いによって、子供たちに望ましい環境づくりをし、子供たちが思いやりのある、個性あふれる人格をもって生き生きと成長するようお願いを込めて活動しています。その活動はまた、家庭と学校、地域を結びつける役割を担っています。

PTA活動が活発になることによって、学校も地域も活気に満ち、子供たちにとってもよい影響が与えられます。また、会員一人一人の力が集まることでどの活動も成り立つことはいうまでもありません。子供のためには、一人でも多くの方の力が必要です。このハンドブックをご覧になって、少しでもPTAについて理解し、興味をもち、参加していただければと思います。

「もてる力を出し合うこと」「支え合うこと」

PTAは、仲間づくりから始まります。

子供が入学するとPTA会員です

所属

子供が分かれたように、
保護者も分かれます。
〇年〇組（一番最年長の子供のクラス）

会費

一家庭 一ヶ月 300円（4ヶ月分まとめて納入）
年間計 3,600円
PTAの活動費として使われます。

地域代表

地区委員
各地区ごとに数名
※子供会会員、非会員は問いません

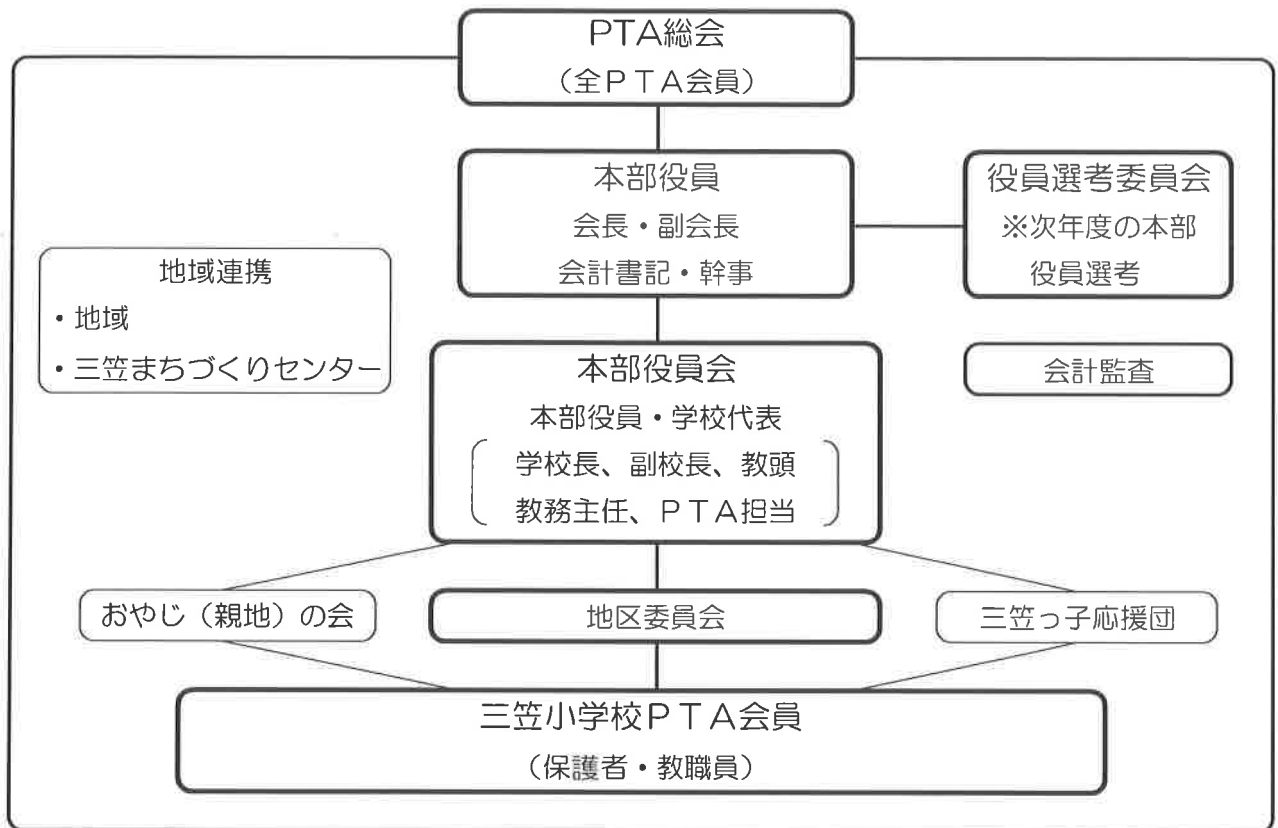
その他の委員会

役員選考委員会（次年度本部役員選考）
本部役員代表、学校代表

学校保健委員会
学校医、学校歯科医、保健センター、
PTA代表、学校代表

三笠小学校運営協議会
地域諸団体（区長、民生委員、青少年
相談員、教育委員会、等）
学校代表、PTA代表

PTA組織はこうなっています



☆ PTA総会とは

全PTA会員をもって構成される本組織最高の決議機関です。一家庭一票の議決権があります。

PTA総会は、別配付の「PTA総会要項」をご覧ください、『委任（承認）』についてWeb回答を行っていただくことにより、議決します。PTA活動のスムーズな運営にご協力いただきたいと思います。ご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

☆ 本部役員会とは

子供たちが生き生きとした学校生活を送れる環境をつくるため、先生方と保護者代表が話し合う場です。諸行事や地区委員会等がうまく運営できるように先生方と保護者が協力し、最終的な討議や問題があれば解決のため意見交換を行うものです。各学期1回開かれる予定です。

☆ おやじ（親地）の会とは

子供たちが明るく心地よい学校生活を送れるように、運動場等の環境を整えたり、親子ともに楽しめるような催しを提案、企画したりします。お父さん、お母さん、ご家族の参加も大歓迎です。

☆ 三笠っ子応援団とは

子育てネットワークに関する研修会へ参加したり、給食試食会等の催しや、校内の美化活動等を提案、企画したりします。活動ごとに随時募集を行うボランティアとなります。三笠っ子を応援するため、多数のご参加をお待ちしております。

委員会紹介

委員会		人数	期間	備考
地域の委員	地区委員会	各地区ごとに数名 ※子供会会員、非会員は問いません	1年間	- 地域と学校が理解し合い連携がスムーズに進むようにパイプ役となる。 - 子供の安全を守る。(登校班名簿作成・管理、見守り活動運営など)
その他の	役員選考委員会	本部役員代表 学校代表	12月～ 2月	会員のアンケート等を参考に、次年度の会長、副会長、幹事、会計、会計監査を選考する。
	学校保健委員会	学校医 学校歯科医 保健センター PTA代表 学校代表	1年間	- 子供たちが元気で明るい学校生活が送れるように、代表が集まり話し合う。 - 年2回開催予定
	三笠小学校運営協議会	地域諸団体 PTA代表 学校代表	1年間	- 学校、家庭、地域の特性を活かし、連携を深めることで、子供たちの健全育成をはかる。 - 年4回開催予定

お願い

(車での来校について)

学校敷地内は事故防止のため、原則として保護者の自家用車乗り入れ禁止です。
やむを得ず車で来校の方は、子供の登下校や通行の妨げになり危険ですので、路上駐車はせず、決められた駐車場所に止めてください。

(PTA委員会活動での来校について)

教室やコピー機等(枚数が多い場合は、職員室で印刷します)を利用の際は、最初と最後に職員室に一言声をかけてください。コピー機、電気ポット、ストーブ等は、使用後必ず電源プラグを抜いてください。ゴミはそれぞれ持ち帰り、整理整頓とんに心がけてください。

鹿嶋市立三笠小学校PTA会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は三笠小学校PTAという。

(事務局)

第2条 本会の事務局を三笠小学校内におく。

(目的)

第3条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と地域における子供の健全な成長と、会員相互の研修親睦をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は目的達成のために次の活動を行う。

- 1 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童が安全に生活できるようにする。
- 2 教育活動振興に対する援助。
- 3 その他、必要と認めた活動。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1 本校に在籍する児童の保護者又はこれに代わるもの。
- 2 本校に勤務する教職員。

(会員の権利と義務)

第6条 本会の会員は、全て平等の権利と義務を有する。

第3章 会 計

(経理)

第7条 本会の経理は、会費および寄付金をもってこれに充てる。

(会費)

第8条 会費は、一世帯月額300円とし、生活保護家庭またはこれに準ずる家庭は免除することができる。

(予算)

第9条 本会の会計は、すべて総会（またはこれに代わるもの、以下同様）において認められた予算に基づいて行われる。ただし、年度の初めから定期総会までの予算については、本部役員会で決定し、その後開かれる最初の総会に報告し、承認を得なければならない。

- 1 前項ただし書きの暫定予算は、その年度の本予算に包括される。
- 2 執行上やむをえない予算の追加、更正は本部役員会において決定し、その後開かれる最初の総会に報告し、承認を得なければならない。

(決定)

第10条 本会の会計は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第4章 役 員

(役員の種別)

第12条 本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長若干名、会計書記2名、幹事若干名または参与、会計監査2名をおくことができる。（会計監査は、本部役員に入らない）

(役員の任期、選出)

第13条 役員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

- 1 会長、副会長、会計書記、会計監査は、本部役員代表若干名、学校代表若干名の役員選考委員会にて選出し、総会にて決定する。
- 2 幹事は、会長が委嘱する。
- 3 参与は、本部役員会において推薦し会長が委嘱する。

(役員の任期、選出)

第14条 役員の任務は次のとおりである。

- 1 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその代理を務める。
- 3 会計書記は、この会の全ての会計を担当し、会務を記録する。
- 4 会計監査は、この会の全ての会計を監査する。
- 5 幹事は、本会の事務をつかさどる。
- 6 参与は、本会の諮問に応じ目的遂行のため援助する。

第5章 会 議

(会議の種別)

第15条 会議は定期総会、臨時総会、及び役員会、本部役員会、地区委員会とする。ただし、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

(総会の構成)

第16条 総会は、全会員をもって構成される本会の最高決議機関である。

(総会の開催)

第17条 定期総会は、年一回会長が開催する。必要のあるときは臨時に開催することができる。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その都度議場において選出する。

(総会の成立および議決)

第19条 総会は、会員の過半数以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の承認をもって決する。可否同数のときは、議長が決定する。

事情により総会が開催できないときは、議決は会員の過半数の承認をもって決する。

(総会付議事項)

第20条 総会に付議、報告する事項は概ね次のとおりである。

- 1 事業報告(各委員会の事業も含む)
- 2 決算書の審議と承認
- 3 予算案および事業計画の審議決定
- 4 会則の改廃
- 5 役員の承認
- 6 その他必要な事項
- 7 会計監査の結果報告

(本部役員会の構成)

第21条 本部役員会は次の役員によって構成される。

会長、副会長、会計、幹事、学校代表

(本部役員会審議事項)

第22条 本部役員会は次の事項を審議する。

- 1 総会で決定した事項
- 2 予算案と決算書の審議
- 3 事業の企画、立案の調整
- 4 その他必要な事項

(委員会)

第23条 本部役員会のもとに次の委員会をおく。

- 1 地区委員会

第24条 委員会の事業計画は、本部役員会にはからなければならない。

第25条 委員会の任務、運営に関する細則は別に定める。

第6章 付 則

(学校長、副校長、教頭の発言)

第26条 学校長、副校長、教頭は、学校管理並びに教育上地区委員会等に出席して意見を述べることができる。

(会員の慶弔)

第27条 会員の慶弔に関しては、別に細則を定め弔意を表す。

(諸細則)

第28条 本会の運営に必要な諸細則は、本部役員会で定める。

本部役員会は、諸細則を制定または改廃したときは、その結果を次期総会に報告しなければならない。

(諸帳簿)

第29条 本会に次の書類を整備し管理する。

会則
役員名簿
会員名簿
記録簿
会計簿
その他必要な書類

(その他)

第30条 本会則は、昭和52年10月6日より施行する。

平成	2年	4月28日	一部挿入削除
平成	8年	4月19日	一部修正
平成	13年	4月20日	一部修正挿入削除
平成	16年	4月17日	一部挿入削除
平成	27年	4月25日	一部修正挿入削除
令和	2年	4月10日	一部修正挿入
令和	3年	4月	一部修正挿入削除
令和	4年	4月	一部修正挿入削除

地区委員会運営細則

第1章 総 則

- 第1条 本委員会は、会員から選ばれた委員をもって構成する。
第2条 本委員会に委員長1名（本部役員担当幹事が兼ねる）をおく。
第3条 本委員長は委員会を代表し会務を遂行する。
第4条 本委員会の会議は、委員長が必要と認めるときは随時開催する。

第2章 地区委員会

- 第5条 地区委員会は各地区の代表で組織し、その名称は各地区名を呼ぶ。
第6条 地区委員会は、本会に対し理解を深め、児童の校外生活の指導と地域の活動、そして本会活動が円滑になるよう努めるものとする。
第7条 地区委員会は目的達成のため次の活動を行う。
1 本会と地域、学校との連携を深め相互に協力し合う態勢を作る。
2 地域の意見をまとめてこれを本部役員会にはかり、本会の運営に反映させる。
3 子供の教育問題や校外生活をとりあげ、子供を理解し健全育成をはかる。
4 その他目的達成に必要な事項。
第8条 本細則は昭和52年10月6日より施行する。

平成 8年4月19日	一部見直し削除
平成13年4月20日	一部見直し削除
平成16年4月17日	一部見直し削除
平成21年4月25日	一部見直し削除
平成27年4月25日	一部見直し修正
令和 3年4月	一部見直し修正、削除
令和 4年4月	一部見直し修正、削除

三笠小学校PTA表彰規定

- 第1条 会則第4条第3項に基づいて次のような表彰規定を定める。
第2条 本会の目標達成に尽力し、同時に本会の発展のため功績顕著なる者及び、学校教育伸展のための企画、尽力された者を表彰する。
第3条 被表彰者の選定は、本部役員会の承認を得て決定する。
第4条 第2条以外の事項で表彰するときは、本部役員会の審議を得て決定する。
第5条 表彰は翌年度の総会において表彰状を贈る。
第6条 本規定に於ける資金は全て一般会計より支出する。
第7条 本規定は、昭和52年10月6日より実施する。

平成8年4月19日 一部見直し、削除

三笠小学校PTA慶弔規定

- 第1条 会則第27条に基づいて次のような慶弔規定を定める。
第2条 会則第5条第1項および第2項に該当する者（以下会員という）が死亡したときは、金10,000円及び花輪1基を贈り弔意を表す。
第3条 会員及び本校児童にして天災地変などの不慮の災害を受けた時は、その状況を勘案して見舞金を贈る。
第4条 本校児童にして死亡したときは、金10,000円を贈り弔意を表す。
第5条 本規定以外の事項で特に必要ある場合は、本部役員会の協議により決定する。
第6条 会員にして公務中死亡したときは、特別処置として緊急本部役員会を開き協議して決定する。
第7条 本規定に於ける資金は全て、一般会計より支出する。
第8条 本規定を運用するにあたっては、規定を忠実に履行することはもちろんなれども、緊急の時は、会長、副会長に処置権を委ね、事後了解を受けるものとする。
第9条 本規定を変更するときは、本部役員会の同意を必要とする。
第10条 本規定によって慶弔の弔意を表す時は、代表者を派遣する。
第11条 本規定は昭和52年10月6日より施行する。

平成 2年4月28日	一部変更
平成10年4月18日	一部変更